

* 障害福祉サービス等の利用者負担軽減



どの方でも負担が増えすぎないように、所得に応じた上限額を設定。

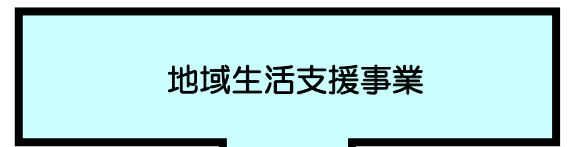
定率負担の月額負担上限額		
生活保護		0円
低所得		0円
一般 1 以下の方は「一般 2」の区分 ・20歳以上の施設入所者 ・「グループホーム」利用者 ・「宿泊型自立訓練」利用者	18歳未満の利用者 (市民税所得割 28万未満)	4,600円
	18歳以上の利用者 (市民税所得割 16万未満)	9,300円
一般 2		37,200円

- 生活保護：生活保護世帯に属する人
- 低所得：市民税非課税世帯に属する人
- 一般 1：市民税課税世帯に属する人
(18歳未満：所得割 28万未満、18歳以上：所得割 16万未満)
- 一般 2：市民税課税世帯に属する方で一般 1 に該当しない人

※ 上限額の算定における世帯の範囲
 18歳未満の利用者：申請者の属する住民基本台帳上の世帯
 18歳以上の利用者：本人及び配偶者

生活保護移行防止のための軽減措置

利用者負担を行うことにより生活保護世帯に該当する場合は、生活保護に該当しなくなるまで負担額を引き下げます。



上越市独自設定

どの方でも負担が増えすぎないように、所得に応じた上限額を設定。

定率負担の月額負担上限額		
生活保護		0円
低所得		0円
一般 1	18歳未満の利用者 (市民税所得割 28万未満)	4,600円
	18歳以上の利用者 (市民税所得割 16万未満)	
一般 2		6,200円

上越市独自設定

障害福祉サービスと障害児通所支援のいずれか又は両方を利用している場合で、地域生活支援事業も利用している人については、一月の合算額の上限額を設定します。

○障害福祉サービスの上限額を共通上限として設定

共通月額上限負担額 (減免・軽減後)		
一般 1	18歳未満の利用者 (市民税所得割 28万未満)	4,600円
	18歳以上の利用者 (市民税所得割 16万未満)	9,300円
一般 2		37,200円

食費等の実費負担に係る軽減措置

障害福祉サービス
(施設入所)

入所施設では、低所得の場合、食費・光熱水費にかかる特定障害者特別給付費が支給され、個別減免後の利用者負担額と食費・光熱水費の実費負担を支払っても、手元に一定額が残るようになります。

グループホーム
入居者の居住に要する費用の助成

障害福祉サービス
(グループホーム)

障害のある人がグループホームを利用する際に利用者1人につき月額1万円を上限に助成があります。
(市民税課税世帯を除きます。)

食費等の実費負担に係る軽減措置

障害福祉サービス
(自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・生活介護・短期入所)

給食を提供している通所施設等では、低所得、一般1(市民税所得割16万円未満、児童の場合は28万円未満)の世帯の場合、食費負担額を3分の1程度に減額します。

放課後等デイサービス・
日中一時支援事業

上越市独自設定

給食を提供している通所施設等では、低所得、一般世帯1(市民税所得割16万円未満、児童の場合は28万円未満)の世帯の場合、食費負担額の3分の2程度を助成します。ただし、420円/日を上限とします。

上越市独自設定

障害者総合支援法によるすべてのサービスを通じ、利用者負担を行うことにより生活保護世帯に該当する場合は、生活保護に該当しなくなるまで負担額を引き下げます。